

レスラク利用約款

第1章 総則

第1条（本約款の適用）

- レスラク利用約款（以下「本約款」といいます）は、第4条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます）の利用を希望し、株式会社ぐるなび（以下「当社」といいます）がこれを承諾した者（以下「契約者」といいます）と当社との間に適用される契約条件を定めることを目的とします。当社は、契約者との間で本サービスの本契約を締結し、本サービスを提供するものとします。
- 本サービスの利用にあたっては、以下の各号に定める要件を満たしていることを前提とします。
 - 当社の販促プラン（スタートプラン、ライトプラン、ベーシックプランのいずれかを指す。）を契約していること
 - 当社が管理運営する「楽天ぐるなび」に対象店舗（第2条に定義する）にかかるページを掲出し、予約画面において、コースメニュー、料金、提供日時等別途当社が指定する項目（以下「コース情報」という）を掲載していること
- 本サービスの利用にあたっては、本約款のほか、基本約款、ぐるなび台帳利用約款及びぐるなび台帳ネット予約約款（以下「台帳約款」とい、基本約款と台帳約款をあわせて「当社約款」といいます）が契約者に適用されます。
- 当社が本サービス又は本サービスにかかるウェブサイト（以下「本ウェブサイト」といいます）上で掲載する本サービスの利用に関するルールは、本約款の一部を構成します。
- 本約款に定めのない事項に関しては、当社約款の定めが適用され、当社約款の定めと本約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本約款の定めが優先して適用されます。
- 契約者が最新の本約款に同意した場合又は第3条（本契約の締結及び成立）の定めにより同意したものとみなされた場合、すでに締結されたすべての本契約（第3条第3項に定義します）について、最新の本約款が適用されます。
- 本約款に使用する用語の定義は、本約款において別段の定義がない場合、基本約款及び台帳約款における定義と同一の意義を有するものとします。
- 株式会社レスラク（以下「レスラク」といいます）が制定する「レスラク利用約款」は本サービスには適用されません。

第2条（定義）

本約款で使用する用語の定義は以下のとおりとします。

- 本サービス
当社が契約者に対し、次号に定める本システムを使用して当社が提供する第4条に定めるサービスをいいます。
- 本システム
契約者が本サービスを利用するためレスラクが管理運営し当社が提供するソフトウェア、サーバ設備及びネットワーク設備等をいいます。
- グルメサイト
当社が管理運営する「楽天ぐるなび」又は第三者が管理運営する飲食店ネット予約サイトのうち、当社が任意に指定するサイトをいいます。
- クローリング
契約者が本システムを経由して各グルメサイトにアクセスし、本サービスにおいて提供する情報をグルメサイトに対し取得・更新する行為をいいます。
- API認証キー
契約者が本サービスを利用する際にグルメサイトが契約者に対して発行し、当社が本システムを経由して各グルメサイトにアクセスし、本サービスにおいて提供する情報をグルメサイトに対し取得・更新するための認証キーをいいます。
- 対象店舗
契約者が経営又は運営する飲食店をいいます。
- ユーザー
対象店舗に来店を希望する又は対象店舗に来店した一般消費者をいいます。
- 利用開始日
契約者と当社間で決定した本サービスの導入日が属する月の翌月1日をいいます。
- 予約者情報
本サービス又はこれに付随するサービスを通して登録、取得又は収集された対象店舗の予約者に関する情報
- 個人情報等
住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等特定の個人を識別できる情報又はその情報に紐づく全ての情報（予約者情報を含みます。）をいいます。
- 秘密情報
契約者が本サービスを通して得た一切の当社又はレスラクの情報をいいます。

第3条（本契約の締結及び成立）

- 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等（以下併せて「申込書等」といいます）に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとします。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされます。
- 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条（基本契約の締結及び成立）の定めに従って当社所定の審査を行います。なお、利用希望者が以下の各号に該当する場合、利用希望者は、本サービスを利用することができないことがあります。この場合、遅滞なく利用希望者にその旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとします。
 - 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用希望者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - 申込書等の内容に虚偽記載があると当社が判断した場合
 - 営業に必要な許認可を取得していない場合

- 利用希望者による本サービスの利用が当社の社会的信用を傷つけるおそれがあると当社が判断した場合
- 利用希望者が、暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者はこれらとの者と関係性があると当社が判断した場合
- その他、当社が利用希望者による本サービスの利用が不適当であると判断した場合
- 本サービスにかかる契約（以下「本契約」といいます）は、当社が利用希望者による本サービスの利用を承認した時点をもって成立します。

第4条（本サービス）

- 当社は契約者に対し、レスラクが管理運営する本システムを利用して、本サービスとして以下の各号に掲げるサービスを提供します（第1号及び第2号に定めるサービスを総称して「本サービス」といいます）。
 - レスラク予約管理サービス
以下に掲げる機能を有した予約管理システムを提供するサービス
 - ネット予約連携機能
レスラクが管理運営する本システムを契約者に提供すること、及びグルメサイトとレスラク間のAPI連携契約により、対象店舗が使用するグルメサイトのネット予約管理業務を補助する機能
 - 台帳連携機能
契約者が別途当社と契約し利用する「ぐるなび台帳」のシステムと本システムとの在庫連携等を行う機能
 - コース一括管理機能
対象店舗が使用するグルメサイト等のネット予約管理業務における、コース料理情報、画像情報、クーポン情報（以下「グルメサイト登録情報等」という）の管理、登録及び、編集等の業務の補助を行う機能
 - クチコミ一括管理機能
対象店舗が使用するグルメサイト等を利用するユーザーから投稿されたクチコミ情報の閲覧及び返信等の業務補助を行う機能
 - ぐるなび台帳ネット予約Plusサービス
以下に掲げる機能を有した予約システムを提供するサービス
 - 予約申込み取次機能
当社が管理運営する「楽天ぐるなび」内の対象店舗のページにて掲載するコース情報と「ぐるなび台帳」に登録された在庫情報と連携させ、ユーザーからの来店予約にかかる申込み（以下「予約申込み」といいます）の取次ぎを行う機能
 - 予約台帳連携機能
ぐるなび台帳ネット予約Plusサービス経由で受け入れた予約申込みにかかる予約情報を「ぐるなび台帳」に自動で反映させる機能
- 当社は、当社の責任と負担により善良な管理者の注意をもって、本サービス及び本システムを維持・運用するものとし、契約者に対し、本サービスの利用期間中、別途定めるサービス内容に記載する条件の範囲で、本システムを本約款に記載の目的及び方法で使用する譲渡不能な非独占的使用権を許諾します。
- 本サービスは、第三者のサービスと連携することがありますが、かかる連携を保証するものではなく、本サービスにおいて第三者のサービスと連携できない場合でも当社はその責任を負いません。
- 本サービスの詳細（本サービスの内容、本サービスにかかるシステムの機能並びに本ウェブサイトのデザイン及びURLを含みますが、これらに限られません）は、申込書等及び営業資料等に記載のとおりとし、当社はこれを隨時自由に見直すことができるものとします。

第5条（本サービスの契約期間）

- 本サービスの契約期間（以下「本契約期間」といいます）は、本契約の成立日から有効とし、利用開始日より起算して1年後の応当日の前日までとします。
- 本契約期間の満了日の1か月前までに一方当事者から他方当事者に対する書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、満了日の翌日から起算して同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。但し、別途合意した場合を除きます。

第6条（利用料金）

- 本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、申込書等に記載のとおりとします。
- 契約者が当社に支払う金額は、利用料金及び利用料金に対して課される消費税等の税金の合計額とします。
- 月額で定められた利用料金は利用開始日が属する月より発生します。

第7条（支払条件及び支払方法）

- 契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、当社が指定した支払条件及び支払方法（契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法）に従い、当社に支払うものとします。
- 当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更等を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとします。
- 利用料金の支払いにかかる振込手数料その他費用は、契約者が負担するものとします。

第2章 レスラク予約管理サービス

第8条（アカウントの管理）

- 当社は、本システムを利用する契約者の役員、従業員その他使用者（契約者が個人事業主である場合は契約者自身を含みます）に対し、アカウントを提供します。
- 契約者は、自己の管理下においてアカウントを管理及び保管するものとし、これを第三者に貸与、譲渡、名義変更、又は売買等（以下「第三者提供等」といいます）をしてはなりません。但し、契約者が業務上必要な範囲でこれらを利用させる場合には、この限りではありません。
- アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用又は盗用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- アカウントの盗用、又は第三者に不正に使用されていることが判明した場合は、直ちにその旨を当社に通知し、当社からの指示に従うものとします。
- アカウントを使用して行われた行為のすべては、契約者による行為とみな

- して契約者は当社に対し、その責任を負うものとします。
6. アカウントに関連して、当社の責めに帰すべき事由によらず契約者その他第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。

第9条（契約者による環境設定）

1. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピュータ、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、契約者の費用と責任において行うものとします。
2. 契約者は本システムを、一般的な文字表示(日本語表示)やメール等の諸設定を適切に設定して利用するものとします。契約者のコンピュータの設定の不具合・不整合、通信回線の不具合等により生じる諸影響に関して、当社及びレスラクは一切責任を負いません。また、更新された情報が、OS や LAN 環境、利用機器等の事情によって正しく作動しない場合も同様とします。
3. 契約者は自己の本システム利用環境に応じて、コンピュータウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

第10条（コース一括管理機能の利用）

1. 契約者がレスラク予約管理サービスのコース一括管理機能の利用を開始する場合、当社に対しその旨を申し出るものとし、当社所定の利用設定が完了した時点をもって、当該機能が利用可能となります。
2. 契約者はコース一括管理機能の利用にあたり、これに登録等をするグルメサイト登録情報等について、自己の責任において適切に選択・管理・運用するものとします。当社及びレスラクは契約者の選択、管理又は運用が不適切だったことにより契約者又は第三者に生じた費用・損害について如何なる責任も負いません。
3. 当社及びレスラクは、契約者がコース一括管理機能を利用するに際して、各グルメサイト側の事情によって生じるグルメサイト登録情報等の入力、削除、修正等から各グルメサイトに表示・反映されるまでのタイムラグや表示等の不具合(表示・反映されない場合等を含むがそれに限られない)等によって契約者又は第三者に生じた費用・損害について如何なる責任も負いません。

第11条（クチコミ一括管理機能の利用）

1. 契約者がレスラク予約管理サービスのクチコミ一括管理機能の利用を開始する場合、当社に対しその旨を申し出るものとし、当社所定の利用設定が完了した時点をもって、当該機能が利用可能となります。
2. 契約者は、クチコミ一括管理機能の利用に際し、対象店舗が使用するグルメサイトを利用したユーザーから投稿されたクチコミ情報が当社及びレスラクに提供されること、及び契約者が投稿されたクチコミ情報に対する返信をクチコミ一括管理機能により入力、送信等の作業を行うことによって、当社及びレスラクに対してクチコミ情報への返信情報を提供されることを承諾します。
3. 契約者はクチコミ一括管理機能の利用にあたり、対象店舗が使用するグルメサイトを利用したユーザーから投稿されたクチコミ情報への返信について、自己の責任において適切に管理・運用するものとします。当社及びレスラクは契約者の管理又は運用が不適切だったことにより契約者又は第三者に生じた費用・損害について如何なる責任も負わないものとします。
4. 当社及びレスラクは、契約者がクチコミ一括管理機能を利用するに際して、各グルメサイト側の事情によって生じるクチコミ返信の送信、登録等から各グルメサイトに表示・反映されるまでのタイムラグや表示等の不具合(表示・反映されない場合等を含むがそれに限られない)等によって契約者又は第三者に生じた費用・損害について如何なる責任も負わないものとします。

第3章 台帳ネット予約 Plus サービス

第12条（ぐるなび台帳の利用）

「ぐるなび台帳ネット予約 Plus サービス」は当社が別途提供する「ぐるなび台帳」で利用できる「ぐるなび台帳ネット予約サービス」に上位機能が付加されたサービスです。契約者が「ぐるなび台帳ネット予約 Plus サービス」を利用するにあたっては、本約款のほか、台帳約款の定めが適用されます。本約款と台帳約款の定めに矛盾が生じる場合、本約款が優先的に適用されるものとします。

第13条（台帳ネット予約 Plus サービスの利用開始）

契約者が台帳ネット予約 Plus サービスの利用を開始する場合、当社に対しその旨を申し出るものとし、当社所定の利用設定が完了した時点をもって、台帳ネット予約 Plus サービスが利用可能となります。

第14条（既存契約の取扱い）

1. 契約者が、本サービスの申込時点で、「ぐるなび台帳」に付帯する「ぐるなび台帳ネット予約」を利用していている場合、原則として「ぐるなび台帳ネット予約」を解約しなければならず、契約者は当社所定の解約届を提出するものとします。
2. 前項の定めにかかるわらず、契約者が「ぐるなび台帳ネット予約」の継続利用を希望し、本サービスの台帳ネット予約 Plus サービスの利用を希望しない場合は、当社に対しその旨を申し出るものとします。
3. 台帳ネット予約 Plus サービスの利用を開始した契約者において、相当期間内に「ぐるなび台帳ネット予約」の解約届の提出が確認できない場合、当社は当社の裁量にて、「ぐるなび台帳ネット予約」の解約処理を行うことができるものとします。

第15条（コース情報の掲載）

1. ぐるなび台帳ネット予約 Plus サービスにおける予約表示画面では、当社が管理運営する「楽天ぐるなび」における対象店舗のページに掲載されるコース情報を自動的に連携し表示します。契約者が台帳ネット予約 Plus サービスにて表示されるコース情報を変更したい場合、当社が別途提供する管理画面から、対象店舗のページに表示されているコース情報を変更する必要があります。
2. 契約者は常に最新のコース情報を表示するものとし、事実と異なるコース情報を掲載してはいけません。
3. 契約者は、ユーザーに対し、掲載されていたコース情報と異なる条件を提示してはいけません、但し、契約者は過失がなく、異なる条件を提示することにつき正当な事由があり、かつ当該ユーザーの承諾が得られた場合はこの限りではありません。
4. 契約者は、ぐるなび台帳ネット予約 Plus サービスの利用に際し、自ら行った一切の行為について責任を負い、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用負担で解決するものとします。

5. 契約者とユーザーとの間で生じた紛争、損害等に関しては、契約者の責任と負担において解決し、当社は何らの責任を負わないものとします。

第16条（台帳ネット予約 Plus サービスの利用停止及び終了）

1. 当社約款、その他契約者が利用する当社のサービスにおいて定める約款の定めにより、「ぐるなび台帳」の利用停止若しくは対象店舗のページの掲載が停止された場合、当社は台帳ネット予約 Plus サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止することができるものとします。
2. 前項の定めに基づき、当社が台帳ネット予約 Plus サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該停止期間中の本サービスの利用料金は減額されず、契約者は、当該停止期間における本サービスの利用料金の全額を支払うものとします。なお、基本約款第 13 条第 2 項第 3 号に定める支払遅滞に該当し本サービスの提供が停止されている間は、当該停止期間中の本サービスの利用料金は発生しません。但し、この場合であっても本サービスの提供が停止された月と同月中に本サービスの提供が再開された場合は、当該停止期間中の本サービス利用料金は発生するものとします。
3. 契約者が本サービスを解約した場合、台帳ネット予約 Plus サービスの利用も当然に終了するものとします。
4. 本サービスの利用が終了した後、契約者が「ぐるなび台帳ネット予約」の利用を希望する場合は、別途当社所定の申込手続を行う必要があります。

第4章 一般条項

第17条（当社による本契約の解約）

1. 当社は、基本約款第 6 条第 1 項（基本契約の解約等）に定める事由に該当する場合、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに解除することができるものとします。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務（本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない）の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済するものとします。なお、本条による本契約の終了は、当社による契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
2. 基本約款第 6 条第 1 項（基本契約の解約等）に定める事由以外の理由により、基本契約が終了したときは、本契約は自動的に終了するものとします。
3. 当社は、本契約の期間中においても、契約者に対し書面又は電子メールにより通知を行うことにより、本契約を解約することができるものとします。
4. 契約者は、当社所定の方法に従い、解約希望日の 1 か月前までに当社に対し当社所定の届出を行うことにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日が月（暦月ではなく、次条に定める掲載開始日から 1 か月の期間をいう）の途中であっても、契約者は、月額で定められた利用料金の全額を支払う義務を負い、当社は、日割り計算による減額又は返金を行いません。

第18条（禁止事項等）

- 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為をしてはなりません。
- (1) 証欺その他の不正に利益を得る目的の行為
 - (2) 当社、レスラク、ユーザー、その他の第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害に結び付く行為
 - (3) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又は他者の名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (4) 違法及び他に迷惑を及ぼす行為
 - (5) 虚偽の情報を故意に送信すること、風説の流布とみなされる送信
 - (6) 自己を主張し、若しくは他を害するなどの目的で同一の情報を意図的に多数回送信すること
 - (7) サービスの趣旨から著しく逸脱した情報の送信
 - (8) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為、又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
 - (9) 犯罪的行為若しくは犯罪に結び付く行為、又はそのおそれのある行為
 - (10) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為性風俗の宣伝、営業活動
 - (11) 特定の宗教、政党及び思想信条に基づく言論
 - (12) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じ、又は本サービスに関連して使用し、若しくは使用に供する行為、準備行
 - (13) 本システムに関する情報を意図的に改ざん又は削除する行為
 - (14) 逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等の不正操作をする行為
 - (15) 本システムの運営を妨害すると判断される行為
 - (16) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、景品表示法、医療法、金融商品取引法、特定商取引法その他の一切の法令に反する行為
 - (17) 当社に対して不当な要求、又は指示を行う行為
 - (18) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (19) その他当社が不適切と判断する行為

第19条（本サービスの提供の停止等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスの提供にかかるコンピュータシステム又は連携するグルメサイトの点検、保守作業を定期的若しくは緊急に行う場合
 - (2) コンピュータ、通信回線等が事故により故障又は停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの提供ができないとなった場合
 - (4) その他、当社が停止を必要と判断した場合
2. 当社は、契約者が以下の各号に該当する場合（以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断した場合も含みます）、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止し、又は契約者による本サービスの利用の一部又は全部を制限することができます。
 - (1) 契約者が当社約款に違反し、当社からの改善要請に応じない場合
 - (2) 契約者、契約者の役職員その他の関係者が逮捕、起訴された場合

- (3) 契約者による本サービスの利用料金その他当社への支払が遅滞した場合
(4) その他当社が合理的な理由により契約者に対する本サービスの提供を不適当と判断した場合
3. 前二項の定めに基づき、当社が本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該停止期間中の本サービスの利用料金は減額されず、契約者は、当該停止期間における本サービスの利用料金を支払うものとします。

第20条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、社会情勢、ユーザー動向の変化等に対応するため、本サービスの内容を変更又は廃止することができます。この場合、相当期間をもって契約者に対し通知を行うものとします。但し、行政機関、司法機関その他の公的機関による命令、処分、要請等により直ちに本サービスを廃止する必要が生じたと当社が判断したときは、契約者に事前の通知を行なうことなく直ちに廃止することができます。
2. 前項に基づき本サービスを変更又は廃止する場合、当該変更又は廃止により契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。

第21条（知的財産権等）

1. 本サービスの提供に伴い当社又はレスラクが作成したドキュメント（マニュアル、レポート、提案書等を含むがこれらに限られません）、本システム（プログラムを含みますがこれらに限られません）及びウェブサイト（以下あわせて「著作物等」といいます）の所有権並びに著作権その他の一切の権利（以下「知的財産権等」といいます）は、当社、レスラク又はライセンスを許諾している者に帰属します。但し、当該著作物等に契約者が從前より権利を有するものが含まれる場合はこの限りではありません。
2. 当社は、契約者に対し、本サービスの利用にあたり必要な範囲内において、前項に定める著作物等を利用するすることを許諾します。但し、契約者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、著作物等を複製、翻訳、改変等を行なつてはならないものとします。

第22条（個人情報等の取扱い等）

1. 当社は、個人情報等の取り扱いにあたっては、個人情報保護法（個人情報保護法ガイドライン・指針その他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ）及び当社サイト上において定める「プライバシーポリシー」(<https://corporate.gnavi.co.jp/policy/>)に従って、適切に取り扱うものとし、また、契約者は本条及び次条に同意した上で本サービスを利用するものとし、同意をしない場合は本サービスを利用することはできません。
2. 当社は、本サービスにおいて取得する個人情報等について、以下の目的に利用します。
- (1) 本サービスにおける各種アカウントの作成
 - (2) 本サービスの提供
 - (3) 本サービスに関するお問い合わせ対応
 - (4) 契約者に対するご連絡
3. 当社は、前項に定める利用目的を達成するために、利用目的達成の範囲内において、当社の委託先に対して個人情報等を含むすべての情報を提供する場合があります。この場合、当社は委託先に対して委託業務遂行の範囲でのみ使用させるものとし、当社は委託先の行為について一切の責任を負うものとします。
4. 当社は、契約者が、当社約款及び本約款に違反し、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの提供を確保するため必要と当社が認める範囲で契約者の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に提供することができるものとします。
5. 当社は、本サービスの利用により、個人情報等を含むすべての情報を格納するサーバを管理及び運営する第三者に対して、個人情報等を提供する場合があります。
6. 契約者は、本サービスに関連して自らが第三者から個人情報等を取得する場合、当該個人情報等にかかる利用目的の通知ならびに当該個人情報等を当社及びレスラクに開示・提供することに関する同意を取得する等、個人情報保護法上必要となる措置を講じるものとします。
7. 契約者は、本サービスを通じて個人情報等の提供を受ける場合があることを承諾するものとします。また、契約者は、かかる場合において、当該個人情報等を自らの責任のもと適切に取り扱うとともに、個人情報保護法上必要となる措置を講じるものとします。

第23条（データ等の利用）

1. 当社及びレスラクは、本契約の有効期間中であるか否かにかかわらず、個人情報等を除く本サービスに登録、取得又は収集された情報又はデータ等（以下「登録データ等」といいます）の利用権限を有し、当社は、契約者による本サービスの利用状況の分析、本サービスの改善、本サービスの機能向上のための開発、及び当社の事業活動等のために利用すること、及び情報主体が特定できない形式で第三者に開示する等の利用をすることができるものとします。
2. 当社は、前項の目的の範囲において、登録データ等をレスラクに提供し、レスラクに利用させることができるものとします。

第24条（秘密保持）

1. 契約者は、秘密情報を本サービス利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
2. 契約者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があつた場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。
3. 契約者は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、当該複製物は、秘密情報と同様に厳重に管理を行なうものとします。
4. 契約者は、当社から求められた場合には、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第25条（問題発生時の対応）

1. 契約者は、本サービスを通じた契約者による契約者のサービス提供に関して、契約者と対象店舗に予約又は来店するユーザーとの間に問題が発生した場合、契約者は、自己の費用と責任においてこれに対処し、当社に損害を与えてはならないものとします。

2. 本サービスの提供又は情報の内容について、契約者の責に帰すべき事由によらず、契約者と対象店舗に予約又は来店するユーザーを含む第三者との間に紛争が発生した場合、契約者及び当社は当該紛争に関して協力して対応する。

第26条（非保証・免責）

1. 当社及びレスラクは、本サービスを利用した結果につき如何なる保証も行うものではありません。当社及びレスラクは、本サービスについて、特定の目的への適合性、商業的有用性、収益性、最新性、完全性、継続性等を含め、一切保証しません。
2. 当社及びレスラクは、本サービス及び本サービスにて提供される情報等の正確性、完全性、安全性、有効性(各利用目的への適合性)及び第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証するものではありません。
3. 当社が提供するクローリングは、本サービスの利用において、契約者の意思に基づき行なうものであり、当社及びレスラクは、クローリングにより契約者あるいは第三者に生じたいかなる損害又は結果についても、一切の責任を負いません。
4. 当社及びレスラクは、本サービスに関連して契約者が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。強制法規の適用その他これに類する理由により当社が契約に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、基本約款に定める損害賠償規定に則るものとします。
5. 本サービスのアカウント及び契約者が使用するグルメサイトのID並びにパスワード、本サービスの利用によりグルメサイトより発行されるAPI認証キーの管理については、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き、契約者がその責任を負うものとします。

第27条（存続条項）

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第8条（アカウントの管理）第3項、第5項及び第6項、第15条（コース情報の掲載）第3項及び第4項、第21条（知的財産権等）乃至第24条（秘密保持）、第25条（問題発生時の対応）、第27条（非保証・免責）及び本条の規定は、対象事項が存在する限り有効に存続するものとします。但し、第24条（秘密保持）については、本契約終了後3年間に限り存続するものとします。

制定日 2025年10月28日